

## は し が き

本書は、関西大学法学研究所「現代消費者私法の理論と実務研究班」（以下、「研究班」）が、2019年4月から2021年3月までに行われた各研究員による研究成果を取りまとめたものである。

消費者私法をめぐる動きは近年よりいっそう活発なものとなっている。2009年に消費者庁が発足して消費者行政の一元化がはかられ、複雑かつ高度な社会で生じる多様な消費者問題に対応するために各種委員会が設置され、消費者政策の積極的な展開がなされている。これに呼応して、消費者契約法をはじめとする特定商取引法や割賦販売法等の法律においても幾度にわたって法改正がなされ、消費者保護のよりいっそうの促進がはかられている。

しかし今なお、若年者や高齢者など取引経験に乏しい消費者を狙い撃ちにした詐欺的商法が後を絶たない。加えて、情報通信技術の急速な進展に伴い、オンライン取引の普及を起因とする社会のデジタル化により消費者トラブルの多様化が進み、既存の法制度による枠組みで対処するには限界がみられ、新たな問題が生じている。したがって、立法や裁判例によってもなお残された課題はみられ、学理上の問題さらには実務上の問題として、消費者私法をめぐる現状において、そうした法的な道具が実効的に機能しているかどうかを深く検証する必要がある。

研究班では、各研究員が相互に意見交換をしつつ、各々の専門領域を基礎として現代の消費者私法における理論と実務の架橋を試みることを目指されてきた。各研究員が学内外における研究報告の情報発信および公開に努め、それぞれの関心に基づいて研究を行った。また、学外の研究者を招き、研究会も開催した。2019年11月に、菅富美枝氏（法政大学教授）に「脆弱な消費者を包摂する法のあり方—イギリスの経験を踏まえての問題提起」をテーマとしてご報告いただいた。菅氏のご報告は「脆弱な消費者」も包摂する法のあり方について消費者の自己決定の重要性を改めて認識させるものであり、きわめて有益な内容であった。また、

2020年2月に、第151回特別研究会として、徐ヒソク（釜山大学校教授）による「韓国における最近の民法改正作業と消費者法」、李ビョンジュン（韓国外国語大学校教授）による「民法改正と約款規制法」についてご報告いただき、馬場研究員と寺川も報告する形で、「日韓消費者法ミニセミナー：民法改正と消費者法」を開催することができた。その意味では、研究班発足1年目に当たる2019年度は、次年度に向けてさらなる展開のための礎石となる1年であったといえる。

しかし、研究班発足後2年目となる2020年度はコロナ禍により、状況は大きく変わることとなった。数々の制約によって研究会等の開催を十分に行うことができず、結果として、各研究員による個々の研究を独自にすすめてもらうほかなかったのは誠に残念なことであった。とはいえ、このような状況下においても、メールを通じて薬袋研究員から消費者法関連の最新情報を幾度となくいただき有益な情報を研究員間で共有することができた。そして、それぞれの手法で研究をすすめてもらい、こうしてその成果を公表する形で本書を完成させることができたのは各研究員のご尽力によるものであり、この場を借りて各研究員に対して厚くお礼申し上げたい。

2022年4月1日には、民法に定める成年年齢の引下げが予定されている。また、消費者庁で設置されている「消費者契約に関する検討会」をはじめとする各委員会において消費者紛争に関わる様々な議論が展開されるなか、本書による各研究員による成果が、何らかの形でそうした動向に寄与することになれば望外の喜びである。

最後に、研究班として2年間の研究を遂行できたのは、後藤元伸所長をはじめとする法学研究所スタッフの方々の多大なるご支援によるものである。この場を借りて深く感謝を申し上げたい。

2021年12月

現代消費者私法の理論と実務研究班 主幹 寺川 永